

「米国の今後 2～3 年間の貿易手続き政策の見通し」に関する
委託先の公募について

平成 23 年 2 月 23 日
日本機械輸出組合
部会・貿易業務グループ

1. 調査の背景： 米国 国土安全保障省 税関国境取締局 (CBP: Customs Border Protection) では、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ事件を契機とするサプライチェーン・セキュリティ強化策として、C-TPAT (米国版 AEO 制度)、船積 24 時間前貨物情報提出規則 (所謂 24 時間ルール) を導入してきました。これらセキュリティ対策手法は、従来にない通関手続きを必要としているため、産業界のサプライチェーン・オペレーションに大きな影響を与えてきています。他方、輸入食品や消費財に対する安全強化 (セーフティ) への関心が最近になって高まってきており、このことからセキュリティ対策を目的として導入された C-TPAT や 24 時間ルールの手法を輸入製品に対するセーフティ対策にも応用しようとの検討の動きが見られ、事実、これらの施策案を盛り込んだ税関再授權法が 2010 年に米国議会に上程されました。同法案は、同年実施された米国議会中間選挙などにより議会スケジュールがタイトであったことため、審議未了のまま一旦は廃案となりました。しかしながら、国土安全保障省、消費財製品安全委員会、運輸省、農務省、厚生省など米国政府関係当局では、引き続きセーフティ対策プログラムについて引き続き検討されており、あらためて法案が議会上程されると言われています。またセキュリティについては、100%SCAN 法が、各国政府・産業界の強い反対に遭いながらも依然として 2012 年 7 月から実施予定とされたままであることに加え、昨年 9 月にイエメンで発生した航空機爆破テロ未遂事件を契機に、航空貨物輸送に対するさらなるセキュリティ強化策が検討されています。
- 以上から、我が国機械輸出業界にとって懸念される動きが水面下でありつつも、米国議会の政治状況が不透明なため、今後の動向が読みにくい状況となっています。
- このため、今後 2～3 年間の米国の貿易政策の動向について専門家に委託し調査することと致しました。

2. 調査内容 米国の今後2~3年間の貿易手続き政策の見通し

- (1) セキュリティ関係：
 - ① 100%SCAN法の動向
 - ② 航空貨物輸送のセキュリティ強化
- (2) 企業コンプライアンスプログラム：
 - ① トレードコンプライアンスに係る税関・民間パートナーシッププログラムの動向
 - ② Importer Self Assessmentの検討動向
 - ③ AEO相互承認の動向
- (3) 製品安全強化に係る関係当局の動き
 - ① 消費者製品安全委員会、運輸省等の動向
- (4) 貿易手続き電子化の動向
 - ① 事前申告データ項目とターゲティング
 - ② Commercial Targeting Centerの運用状況
 - ③ Remote Location Filingの運用状況

3. 審査基準

- (1) 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
特に米国の通関、輸送関連法規に精通しており、さらに米国政府関係当局に直接コンタクトできること。
- (2) 提案内容（企画案）が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- (3) 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- (4) 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- (1) 委託金額 : 上限250万円（消費税含む）
- (2) 契約期間 : 契約締結日から平成23年3月28日まで
- (3) 提出物 : 報告書 及び 関係資料（基本的に電子データで提供）

* 外貨建ての場合、為替の変動が見込まれますが、日本円での上記金額を上限とします。

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とします。

- (1) 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な

組織体制を有していることとし、特に米国の通関規則、通関実務に精通していること。

(2) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。

(3) 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 23 年 2 月 23 日 (水) ~ 平成 23 年 3 月 1 日 (火) (期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類 (応募書類・企画書) をダウンロード (WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#)) し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい (提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等 (ホームページに掲載されている場合は、同ホームページの URL)

8. 審査結果

平成 23 年 3 月 15 日 (予定) 当組合ホームページで公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当：部会・貿易業務グループ 担当者名前： 橋本、多田

E メール：(bukai@jmcti.or.jp)

TEL：03-3431-9800

FAX：03-3436-0509

(なお、当該情報に関するウェブサイトは組合員限定となっております。同サイトを公募の参考にされたい方は上記担当者までご連絡下さい。)

以上